・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　公正かつ適切な業務運営を実現するため、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ　実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること）
・　外務員処分の内容
　　管理部係長代理　職務停止３週間

⑺　金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号該当〕

○　マネックス証券株式会社は、金融庁長官から、平成18年６月７日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、７月７日、「証券取引法第56条第１項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、外部委託先に対する改善の要請と当社による当該改善実施状況の継続的確認、及び当社における改善策の実施に係る報告を行った。

　しかしながら、当社における当該改善策等の対応は、不十分なものとなっており、依然として電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にある。これは、当社経営陣が、上記改善策等の実施状況について、電子情報処理組織の管理に係る改善活動の主体であるテクノロジー部からの報告を受けるのみで、①　各部が行う改善状況を統括的に管理監督する責務を担う部署を定めず、②　改善活動の具体的な方針を定めず、③　改善活動の評価基準を定めていなかったことに起因するものである。

・　勧告年月日
　　平成21年３月13日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　システム整備を伴う新たな業務展開の停止３か月
　　②　業務改善命令（イ　前回の業務改善命令を受けて報告した改善策が適切に実行されなかった原因を究明し、経営管理態勢・内部管理態勢の見直しを図るとともに、経営陣を含む責任の所在を明確化すること、ロ　前回の業務改善命令を受けて報告した改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること、ハ　上記ロの改善策の一環として、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することにより、システム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと、ニ　上記ロの改善策の実施に際して、改善状況を適切にモニタリングするために必要な態勢を構築すること、ホ　役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること）

⑻　金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号該当〕

○　楽天証券株式会社は、①　平成20年11月11日に、すべての顧客に対して前場を含め約７時間にわたる受注停止という影響を及ぼした大規模システム障害、及び②　平成21年１月13日に、3,024名の顧客に対して前場を含め最長５時間弱にわたる発注遅延という影響を及ぼしたシステム障害を発生させたものであるが、当社においては、システム障害による被害の拡大を未然に防ぐための、又は被害を最小化するための障害復旧態勢の整備が不十分であり、障害発生時に顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置が講じられていないことが認められた。

・　勧告年月日
　　平成21年３月13日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　システム整備を伴う新たな業務展開の停止１か月
　　②　業務改善命令（イ　過去のシステム障害事例の検証を行うこと等により、想定される障害復旧態勢の問題点を類型化し、実効性ある対策を講じること、ロ　「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」による３回目の業務改善命令となることも踏まえ、経営陣を含む責任の所在を明確化すること、ハ　システムを安定的に運用できる態勢の構築に向けて、計画・開発・運用・保守等の各局面にわたる改善計画を策定し、実施すること、ニ　上記ハの改善計画の策定・実施に際しては、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することによりシステム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと、ホ　役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること）

⑼　金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第13号及び同条第15号該当〕

①　金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況

　アヴァロン湘南証券株式会社は、平成19年12月24日、ユウキャピタルマネジメント株式会社（以下この⑼において「ユウキャピタル」という。）との間で、金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、同社に金融商品仲介行為を委託している。

　しかしながら、当社においては、ユウキャピタルに対し、法令違反行為を防止するための各種研修や監査等といった、金融商品仲介業者に法令遵守意識の徹底を求めるための措置を何ら講じておらず、また、ユウキャピタルが顧客から受託した取引は同社が管理するものであるとして、同社の投資勧誘や営業状況の実態把握・検証等を全く行っていないなど、金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分に講じられていない状況にあると認められる。

②　特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況

　当社は、平成19年12月25日、ユウキャピタルの勧誘・仲介により、顧客４名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下この⑼において同じ。）の範囲内で当社が定めることができることを内容とする契約を締結した。

　しかしながら、当社は、当該特定同意注文に基づく取引を行うに当たり、その関係法令等の確認等を行っておらず、また、仲介の委託をしたユウキャピタルが自らの判断で当該取引を受託・執行するという法令違反行為に及んでいるにもかかわらず、これについては同社が管理するものであるとして、その取引の実態を何ら把握・管理をしていないなどの状況にあり、顧客の注文内容が誠実に執行できるような体制や、執行状況の検証あるいはモニタリング体制等が整備されていないなど、適切な体制の整備や法令遵守の徹底等がなされておらず、十分な社内管理体制があらかじめ整備されていない状況にあると認められる。